

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十三号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第六条―第十三条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十四条・第十五条）

第五章 雑則（第十六条）

付則

第一章 総則

第一条中「）第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七」に改め、同條の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書を削る。

第四条第一項中「ときは、その」を「ときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項ただし書において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を

「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができ」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第五項中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）」に改める。

第五条の次に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項の条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）第十一条第一項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）第十条第一項に規定する職員が占める職（別表第一に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師であつて、職員の給与に関する条例第五条第一項第二号イに規定する医療職給料表（一）

の適用を受ける職員が占める職を除く。とする。

（管理監督職務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十二条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に掲げる標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職

が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができ。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構

成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させることができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると

認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるとができる。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合）

第十条 前条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（第九条第三項又は第四項の規定による任用）

第十一条 第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十二条 任命権者は、第九条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条

第三項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十三条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、その職員について、他の職への降任等をさせるものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

第十四条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるとき

は、この限りでない。

2 前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

3 年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならぬ。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

一 定年前再任用を行う職に係る職務内容

二 定年前再任用を行う日

三 定年前再任用に係る勤務地

四 定年前再任用をされた場合の給与

五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第十五条 任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、組合（特別区人事・厚

生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条（第一項本文を除く。）の規定を準用する。

第五章 雑則

（人事委員会規則への委任）

第十六条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。付則に次の見出し及び三項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条中「六十五年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

六十四年

5 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年九月東京都北区条例第三十三号）による改正前の職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第三条ただし書に規定する職員については、前項の規定は、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当

該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第六条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（付則第二項関係）」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第二条 職員の再任用に関する条例（平成十三年三月東京都北区条例第六号）は、廃止する。

（準備行為）

第三条 この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第十四条第四項及び付則第五条第五項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（勤務延長に関する経過措置）

第四条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。））及びこれに相当する基準日以

後に設置された職その他の特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第五条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から付則第八条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る

年齢。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、付則第七条第一項若しくは第二項又は付則第八条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）次項第六号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年

齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、令和

三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）
第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新条例第十五条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

六 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫

定再任用をされたことがあるもの

3 前二項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項及び次項において「法」という。）第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

4 定年退職者等（第一項各号及び第二項各号に掲げる者をいう。）が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

三 暫定再任用に係る勤務地

四 暫定再任用をされた場合の給与

五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

6 第一項若しくは第二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第一項

若しくは第二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。

7 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、付則第七條第一項若しくは第二項又は付則第八條第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語（当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。）その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第六條 任命権者は、前條第一項の規定によるほか、組合（新條例第十五條第一項に規定する組合をいう。次項及び付則第八條において同じ。）における前條第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧條例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第八項までの規定を準用する。

第七条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、付則第五條第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新條例第十四條第一項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧條例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧條例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧條例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次條第一項において同じ。）に達しているものを、

従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、付則第五条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び付則第十二条において同じ。）に達しているもの（新条例第十四条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができ、者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、付則第五条第三項から第八項までの規定を準用する。

第八条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組合における付則第五条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員

会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における付則第五條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新條例定年齢に達しているもの（新條例第十五條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、付則第五條第三項から第八項までの規定を準用する。（令和三年改正法附則第八條第三項の條例で定める職及び年齢）

第九條 令和三年改正法附則第八條第三項の條例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
 - 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和三年改正法附則第八條第三項の條例で定める年齢は、前項に規定する職が

施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第十条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第十一条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職の

うち、当該職が基準日（付則第五条から第八条までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十二条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における

新条例定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)
及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会
規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引
上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十四条第一項に
規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新条例第四条第一項又
は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基
準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務
職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時
間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第十四条第一項
又は第十五条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年
齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十四条第一項又は第十五条第一項の規定によ
り採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）
のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短
時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員
（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定
める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させるこ
とができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢）

第十三条 令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

東京都北区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第三十四号

東京都北区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第三十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号を削り、同条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用されている職員」を「第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第二号中「地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十号を

削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律

第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）については、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第三十六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成六年九月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は次に」を「、又は次に」に改め、同条第二項第四号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区条例第三十七号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項ただし書、第四条、第五条第二項、第十三条第一項及び第十八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十八号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書、第五条、第六条第二項及び第十五条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第三十九号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「、二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハを削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第二条の三第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するとき又はロ及びハに掲げる場合に該当する場合、東京都北区規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

第二条の三第三号中ロをハとし、同号イ中「非常勤職員がする」を「非常勤職員

が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、東京都北区規則で定める特別の事情がある場合にあつては第三号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「第二条の四」を「前条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定

めて採用された職員であつて、当該任期に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第七条第二号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二条第三号に掲げる職員

第十四条第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三項及び第四項の規定 公布の日

二 第二条第二号の改正規定、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に
一号を加える改正規定、第七条第二号の改正規定、同条に一号を加える改正規
定及び第十四条第二号の改正規定 令和五年四月一日
(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の職員の育児休業等に関する
条例第三条第一項第五号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する
同号の規定の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族
介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一
部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）による改正前の地方公務員の育児
休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項の規定により育児休
業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前
においても行うことができる。

4 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条第四号イ、第二
条の三第三号、第二条の四又は第三条第七号に新たに該当する者からの育児休業
の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「範囲で」の下に「その発令の日に受ける」を、「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を、「除く。」の下に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四十一号

東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十二年一月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「同法第二十二條の四第一項」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の三を削る。

第二十一条第四項及び第二十五条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十一条第三項及び第三十二条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十三条第二項中「、第十九条及び次条」を「及び第十九条」に、「再任用職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第十二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第六条第八項の規定により算出した」に改める。

付則に次の八項を加える。

14 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（付則第十六項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

三 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規

定する管理監督職を占める職員

四 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第十八項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第十四項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第十四項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

17 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その

者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第十四項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第十四項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

19 付則第十六項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第十四項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

20 当分の間、付則第十四項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号。以下「給与条例」という。）付則第十四項

の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第十四項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第十四項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第七條中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第十四項の規定による降給は、この限りでない」とする。

21 付則第十四項から前項までに定めるもののほか、付則第十四項及び第十六項の規定による給料月額その他付則第十四項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
別表第一イの項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「一定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 197,300	円 231,800	円 269,600	円 287,400	円 311,600	円 378,600
						円 397,900

冊							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表第一の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		212,000 円	223,200 円	244,000 円	274,700 円

別表第二の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額

	294,500	355,300	416,100
--	---------	---------	---------

別表第二の二の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	199,800 円	233,600 円	269,400 円	287,000 円	311,600 円

別表第二の二の項再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円

		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600
--	--	---------	---------	---------	---------	---------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第十一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第十四項から第二十一項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(改正後の条例付則

第十二項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後

の条例付則第十二項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額」とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十一条第四項及び第二十五条第二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第三十一条第三項の規定を適用する。

8 改正後の条例第三十二条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9 職員の給与に関する条例第十二条から第十四条まで、第十六条及び第十九条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

10 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

11 (職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年三月東京都北区条

例第一号)の一部を次のように改正する。

付則第五項中「うち施行日以降にその者の受ける」を「うち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた」に改め、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)
その他」を削り、「には給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が二級又は七級である再任用職員であつて施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)
には平成三十一年三月三十一日までの間給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」を「の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第六項中「前項に規定する」を削り、「について、同項の規定により給料を支給される」を「であつて、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料

月額」に、「同項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第七項中「について」を「であつて」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員に」を「職員の給料月額」に、「前二項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第八項中「再任用職員に限る」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る」に、「施行日以降にその者の受ける」を「施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に改め、「（以下この項において「特定再任用職員」という。）」を削り、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、特定再任用職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年十二月東京都北区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

付則第五項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

付則第十八項を第十九項とし、第十四項から第十七項までを一項ずつ繰り下げらる。

付則第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を付則第十四項とし、付則第九項から付則第十二項までを一項ずつ繰り下げる。

付則第八項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しく

は第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄」に改め、「加算した額」の下に「（暫定再任用短時間勤務職員にあつては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）」（改正後の条例付則第九項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四十三号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の三を削る。

第二十条第四項及び第二十二条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条第三項、第三十条第三項、第三十一条第二項及び第三十二条の二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第七条中「前条」を「第六条」に改め、同条を付則第八条とする。

付則第六条の次に次の一条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第七条 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（第三項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

三 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適

用されていた職員を除く。）

- 3 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第五項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第一項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。
- 4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第一項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第一項の規定の適用を

受ける職員に限り、第三項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるとの均衡上必要がある」と認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第一項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6 第三項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け、受ける職員以外の第一項の規定の適用を受け、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受け、受ける職員との均衡上必要がある」と認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 当分の間、第一項の規定の適用を受け、受ける職員に対する職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号。以下「給与条例」という。）付則第七条第一項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とあるのは」とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、

給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第七条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第七条第一項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の規定及び第三項の規定による給料月額その他第一項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準		基準	
	給料月額	229,400 円		給料月額
	基準		基準	
	給料月額	291,300 円	給料月額	330,300 円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第七条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た

額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第一号）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十条第四項及び第二十二條第二号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十七條第三項及び第三十一條第二項の規定を適用する。

8 改正後の条例第三十條第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同條第三項の規定の適用については、同項中

「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二

項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

10 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（支給対象）

第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）第二条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

二 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）

第三条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

三 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年十月東京都北区条例第十二号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同項第二号に規定するフルタイム講師を含む。）及び職員の給与に関する条例第二十七条第一項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前二号に掲げる職員に準ずるもの

2 前項第三号に規定する勤務形態が同項第一号及び第二号に掲げる職員に準ずる

ものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく東京都北区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第三条第一項ただし書中「職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、退職手当は、」を「次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 前条第一項第一号及び第二号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 前条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

四 前条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第三条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による場合のほか、前条第一項第三号に掲げる職員その月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第五条第一項中「（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）」を削る。

第七条第一項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同条第三項中「（平成十二年三月東京都北区条例第二号）」を削る。

第七条の三中「十年」を「十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第二号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年とする。）」に改める。

第八条中「第七条第一項」の下に「、次条」を加え、「第五条の規定により計算した額」を「第五条及び第十条の規定により計算した額の合計額」に改める。

第九条第一項中「、第五条から第七条まで」を「、第五条から第七条の四まで」に、「多額」を「多い額」に改め、同条第二項中「、第五条から第七条まで」を「、第五条から第七条の四まで」に改め、「受けていた期間」の下に「（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）」を加える。

第十条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十条及び第十一条の規定による休日、同条例第十二条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。

第十条第四項第八号中「育児短時間勤務等」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七

号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第百十号）」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業及びその他の他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

六 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

第十条の次に次の一条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第十条の二 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第二十八条の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の東京都北区規則で定める職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、東京都北区規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が二以上ある場合は、最

も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

第十一条第二項中「月数」の下に「（第二条第一項第三号に掲げる職員にあつては、引き続きた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数）」を加え、同条第三項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 第二条第一項第三号に掲げる職員が退職した場合（第三条第二項又は第三項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

四 フルタイム会計年度任用職員等（第二条第一項第三号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第十一条第四項中「前条第四項」を「第十条第四項」に改め、「要しなかつた期

間」の下に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規程で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加え、同条第五項中「在職期間には、」の下に「都職員等（」を加え、「（東京都北区規則で定める者を除く。）（以下「都職員等」という。）」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）」に改め、「なつた者（」の下に「東京都北区規則で定める者を除き、」を加え、「、引き続き職員となつたもの」を「、引き続き職員となつた者」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第十三条第二項中「者で」の下に「常時勤務を要する」を加え、「（法令又は条例若しくはこれに基づく東京都北区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする「を」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他東京都北区規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして東京都北区規則で定める職員が東京都北区規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実

施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条中「職員が」を「職員（東京都北区規則で定める者を除く。）が」に改め、同条ただし書中「定められているとき」の下に「その他東京都北区規則で定めるとき」を加える。

第十八条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第五項中「第十条まで」の下に「（付則第二十二項、第二十三項及び第二十五項から第二十八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第六項第一号中「第九条まで」の下に「（付則第二十二項、第二十三項及び第二十五項から第二十八項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、付則に次の九項を加える。

20 当分の間、第六条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第五条第一項の規定の適用については、同項中「又は第八条」とあるのは、「、第八条又は付則第二十項」とする。

21 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

22 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外のもので、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十年（職員の給与に関する条例第五条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)（以下「医療職給料表(一)」という。）の適用を受ける職員にあつては、十年とする。）を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」

とあるのは「六十歳」とする。

23 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「東京都北区規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で東京都北区規則で定める」と、一定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年(職員の給与に関する条例第五条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあつては、十年とする。)を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。

24 職員の給与に関する条例付則第十四項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

25 当分の間、職員の給与に関する条例付則第十四項又は幼稚園教育職員の給与に

関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第七条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例付則第十四項又は幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用（以下「七割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「七割措置日」という。）と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額（その者の七割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとす、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当

する額をいう。以下同じ。）の七割措置日前の特定減額前給料月額に對する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が七割措置日後の特定減額前給料月額（その者の七割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相當する額（以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に應じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に對する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合には、零とする。）並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となつた七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第二号口中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に對する割合」とあ

26
 るのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額前給料月額に
 対する割合（その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措
 置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七
 割措置前給料月額に対する割合とする。」とする。
 第四項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第七
 条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	付則第二十五項の規定により読み替えて適用する第七条の四第一項第一号
読み替えられる字句	及び七割措置前給料月額
読み替える字句	並びに七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置前給料月額」という。）
及び七割措置日前の特定減	並びに七割措置日前の特定

<p>額前給料月額</p>	<p>の七割措置日前の特定減額 前給料月額</p>	<p>及び七割措置日後の特定減額 前給料月額を</p>
<p>減額前給料月額及び七割措置日前の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日前の特定減額」という。）を</p>	<p>の割増後の七割措置日前の特定減額前給料月額</p>	<p>並びに七割措置日後の特定減額前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日後の特定減額」という。）を</p>

27 当分の間、職員の給与に関する条例付則第十四項の規定の適用を受ける職員（付則第九項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第九條第一項の規定の適用については、同項中「第七條の四まで」とあるのは「第七條の四まで（付則第二十二項、第二十三項、第二十五項及び第二十六項の規定により読み替えて適

	七割措置前給料月額に	割増後の七割措置前給料月額に
付則第二十五項の規定により読み替えて適用する第七條の四第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額に、
付則第二十五項の規定により読み替えて適用する第七條の四第一項第二号ロ	の七割措置日後の特定減額前給料月額 七割措置前給料月額	の割増後の七割措置日後の特定減額前給料月額 割増後の七割措置前給料月額

用される場合を含む。」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額）」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額）」と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する東京都北区規則で定める額）」と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整

額の額に相当する東京都北区規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例付則第七条第一項の規定の適用を受ける職員に対する第九条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第二十二項、第二十三項及び第二十五項から第二十七項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の規定の適用を受ける者となつたもの

にあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあつた者から幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項の適用を受ける者となつたものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正規定、第九条の改正規定（「、第五条から第七条まで」を「、第五条から第七条の四まで」に改める部分に限る。）、第十一条の改正規定（「前条第四項」を「第十条第四項」に改める部分を除く。）、第十三条、第十四条及び付則第十六項の改正規定並びに次項、付則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和五年三月三十一日までの間に限り、同条第一項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。
- 4 改正後の条例第十三条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の東京都北区規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 5 改正後の条例付則第十六項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十五号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都北区立体育施設条例（昭和四十四年九月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、区長は、体育施設の指定管理者を指定する場合（前項に規定する場合を除く。）において、既に当該体育施設以外の体育施設の指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者が当該体育施設の設置目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるかと認められるときは、既指定管理者を議会の議決を経て、当該体育施設の指定管理者に指定することができる。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立豊島五丁目グリーンスポーツ広場

東京都北区豊島五丁目六番先

別表第二の一の項に次のように加える。

豊島			五丁			目グ			リ			ンス			ポ			ツ			場					
陸上			競技			場			多目			的広			場			少年			野			球		
																		二時間								
五、五二〇円						二、四四〇円						一、二〇〇円														
/																										
二〇〇円						一〇〇円						五〇円														

別表第三備考1に次のただし書を加える。

ただし、豊島五丁目グリーンスポーツ広場においては、二時間を一回とする。

別表第四(第十一条関係)

種別	単位		金額	
	単位	金額	単位	金額
北運動場、浮間子どもスポーツ広場及び赤羽スポーツの森公園競技場	大型車両	一台三十分につき	六〇〇円	
	大型車両以外の車両	一台全日	四、八〇〇円	
豊島五丁目グリーンスポーツ広場	大型車両以外の車両	一台全日	一、二〇〇円	
	大型車両以外の車両	一台一回	五〇〇円	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の四の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の東京都北区立体育施設条例別表第一に規定する体育施設の指定管理者の指定に関し必要な手続及び使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年九月二十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十六号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十二の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同表百二十二の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同表百二十七の五の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同表百二十七の六の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改め、同表百三十の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行わないとき」に改め、同項(2)中「又は改築しようとする」を「若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない」に改め、同表百三十一の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等に、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「又は改築する際に」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに」に

改め、同表百三十三の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

付 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別表第一の百二十二の項、百二十二の二の項、百二十七の五の項及び百二十七の六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第四十七号

東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年三月東京都北区条例第八号）の一部を次に改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改める。

第十一条中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に、「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区議会議員及び東京都北区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日まで、にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四十八号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「七万三千九十円」を「七万五千二百九十円」に改め、同項第四号中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第十二条第二項第二号及び第四号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に

において、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十二条第二項第二号及び第四号の規定に基づき介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づき介護補償の内払とみなす。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第四十九号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一東京都北区立西が丘小学校の項中「東京都北区十条仲原四丁目五番十七号」を「東京都北区西が丘一丁目十二番十四号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第五十号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区学童クラブの運営に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区西が丘みらいっ子クラブ第一及び東京都北区西が丘みらいっ子クラブ第二の項中「東京都北区十条仲原四丁目五番十七号」を「東京都北区西が丘一丁目十二番十四号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 利用申請その他学童クラブの利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区地域公共交通基本条例を公布する。

令和四年十月七日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第五十一号

東京都北区地域公共交通基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的事項（第八条―第十四条）

第三章 地域公共交通会議（第十五条・第十六条）

第四章 雑則（第十七条―第十九条）

付則

東京都北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や荒川の水辺空間があり、山手線、京浜東北線、宇都宮線、高崎線、埼京線、地下鉄南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）及び都営・民間バス路線が通り、埼玉県に接し「東京の北の玄関ロ」として、都市基盤の進展とともに交通利便性の優れたまちとして発展してきた。

一方、南北に崖線が走り「高低差」による地形的な課題があり、超高齢社会の急速な進行やバス路線の再編等に伴い、移動に困難を感じる区民の声が高まっている。

このような状況の中、環境問題や超高齢社会に対応し、より交通利便性を高め、

魅力ある東京都北区（以下「区」という。）を創造し「多様な交通手段を活用して、誰もが安心して快適に移動しやすいまちづくり」を実現することが重要である。この考え方は「SDGsのターゲット11」と共通のもので、「北区ゼロカーボンシティ宣言」にもつながるものである。そのためには、公共交通事業者だけではなく、区や区民、事業者も一体となって地域公共交通を支えていくことが求められている。

よってここに、地域公共交通が区民の暮らしを支え、自由に移動できる手段として、区民が将来にわたって安全に住み続けるために必要不可欠なものであることを認識し、誰もが安心して快適に地域公共交通で移動しやすいまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この条例は、誰もが安心して快適に移動しやすいまちづくり（以下「移動しやすいまちづくり」という。）に関し、基本理念を定め、並びに区、区民、事業者及び公共交通事業者の役割等を明らかにするとともに、移動しやすいまちづくりに関する施策（以下「施策」という。）の基本的事項を定めることにより、施策を区、区民、事業者及び公共交通事業者の協働により総合的、計画的及び効果的に推進し、地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへの転換を図

り、もって区民が安全で暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公共交通 区民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として不特定多数の者に利用される交通機関をいう。

二 地域公共交通 公共交通を補完し、区民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の北区を来訪する者等の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

三 区民 区内に住所を有する者及び区内に勤務し、又は在学する者をいう。

四 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。ただし、公共交通事業者を除く。

五 公共交通事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者

イ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（専ら高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行う者を除く。）及び道路運送法第九条の三第一項に規定する一

般乗用旅客自動車運送事業者

ウ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき許可を受けた鉄道事業者（旅客の運送を行う者に限る。）

（基本理念）

第三条 移動しやすいまちづくりは、地域公共交通が心豊かに元気で快適な生活を送るために必要不可欠なものであるとの認識の下、区は地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへ交通環境の整備に努めるものとする。

2 区、区民、事業者及び公共交通事業者は、将来にわたって安全・安心な地域公共交通を維持・発展させるため、それぞれの役割を担い、協働し、交通環境の整備及び区民の地域公共交通の利用推進に一体となって努めなければならない。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本理念にのっとり、地域公共交通に関する総合的な計画を策定しなければならない。

2 区は、前項の計画に区民、事業者及び公共交通事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、その計画実現のための施策の実施に当たっては、それぞれの理解と協力を得るよう努めなければならない。

（区民の役割）

第五条 区民は、地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへの転換を図

るため、地域公共交通の利用の促進について理解と関心を深めるよう努めるとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、事業活動及び従業員の通勤における地域公共交通の利用の促進に努めるとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（公共交通事業者の責務）

第七条 公共交通事業者は、地域公共交通の利用の状況を踏まえ、区の地域公共交通の利便性を高めるようハード・ソフト一体的な取組の推進に努めるとともに、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 公共交通事業者は、その運行する地域公共交通の利便性向上に関し、利用者に関する情報を提供するとともに、利用者からの要望等に対しては、その運行に反映させるよう努めるものとする。

第二章 基本的事項

（地域公共交通計画）

第八条 第四条第一項の計画は、区が移動しやすいまちづくりを総合的、計画的及び効果的に推進するために策定する区内の地域公共交通に関する総合的な計画である北区地域公共交通計画（以下「計画」という。）とする。

2 区は、計画を策定するときは、第十五条に規定する北区地域公共交通会議の意

見を聴かなければならない。これを改定するときも同様とする。

3 区は、計画を策定し、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（地域公共交通の環境整備）

第九条 区は、移動しやすいまちづくりを推進するため、地域公共交通の環境整備を行うものとする。この場合において、区は、地域の安全・安心の推進及び環境負荷の低減に努めるものとする。

2 区は、前項の環境整備を行うに当たっては、地域公共交通の利用を軸とした人中心のまちづくりへの転換を図るため、様々な主体と連携して地域公共交通の整備を行うものとする。

3 区は、地域公共交通に係る技術革新の調査及び導入に関する各種検討を行うものとする。

4 区は、身体に障害のある者、移動が困難な高齢者等の移動を確保することに努めるものとする。

（地域公共交通の導入）

第十条 区は、地域公共交通機能の向上を要する箇所については、公共交通事業者に協力を求めるとともにコミュニティバス、小型乗合交通・タクシー等（デマンド型等）（以下「コミュニティバス等」という。）を導入し、当該箇所の交通手

段が確保されるよう努めるものとする。

2 区におけるバス等の交通体系は路線バスを基本とし、コミュニティバス等はこれを補完するものとする。

3 区は、コミュニティバス等を導入しようとするときは、区民の意見を聴取するとともに第十五条に規定する北区地域公共交通会議の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(意識の啓発等)

第十一条 区は、地域公共交通の利用の促進等、移動しやすいまちづくりに関する区民及び事業者の意識の啓発に努めるとともに、区民及び事業者による自主的かつ自発的な活動が推進されるよう努めなければならない。

(区民意見の聴取)

第十二条 区は、施策を推進するため区民意見の聴取に努めるものとする。

(表彰)

第十三条 区は、施策の推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

(区民等への支援)

第十四条 区は、施策を推進するため必要があると認めるときは、区民、事業者又は公共交通事業者に対し、技術的又は財政的な支援をすることができる。

第三章 地域公共交通会議

(設置)

第十五条 施策の推進及び地域の実情に即した地域公共交通の利便性向上に必要となる事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第九条の二に規定する地域公共交通会議として、北区地域公共交通会議を置く。

(組織)

第十六条 北区地域公共交通会議は、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

2 この章に定めるもののほか、北区地域公共交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十七条 区は、施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等に対する要請等)

第十八条 区は、施策を推進するため必要があると認めるときは、国、東京都その他関係団体に対し、必要な協力の要請又は提案を行うものとする。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する北区地域公共交通計画については、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に存する北区地域公共交通会議については、この条例の規定に基づき設置されたものとみなす。